

雇用シェア（在籍型出向）に係る 専門家派遣制度（弁護士）のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の一時的な縮小などを行う企業が、人手不足などの企業との間で「雇用シェア（在籍型出向）」によって従業員の方の雇用維持を図る取組が広がっています。

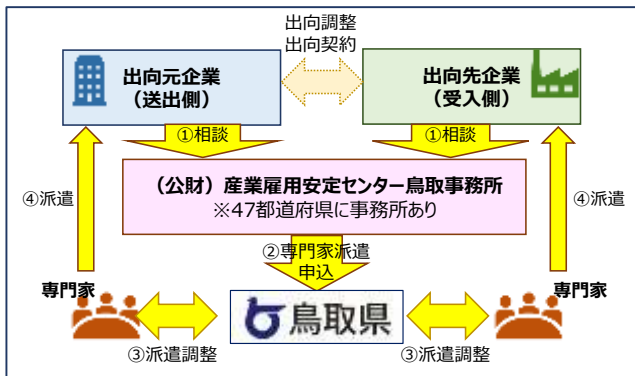
鳥取県では、（公財）産業雇用安定センターが在籍型出向のマッチング支援を行う案件について、出向元・出向先の希望に応じて**専門家（弁護士）を派遣**し、「雇用シェア（在籍型出向）」について助言・支援を行う制度を開始しました。派遣を希望される方は、（公財）産業雇用安定センターへご相談ください。

専門家派遣の概要

対象者	鳥取県内に事業所を有する事業者の方（企業・団体、個人事業主）で、 （公財）産業雇用安定センターに在籍型出向（マッチング等）について相談された方 ・出向元の方（労働者の送り出しをされる 又は されようとしている方） ・出向先の方（労働者の受入れをされる 又は しようとしている方） ※出向元・出向先企業等が希望されれば、双方同席（同時・同場所）での支援も可能です。
支援内容	出向実施前の手続 、 出向契約締結 （出向契約書）、 出向実施後の手続 について、助言・支援を行います。
派遣回数	1 企業（団体） 当たり 1 年度内で最大 4 回

申込締切り **令和 4 年 2 月 18 日（金）** まで

（参考）雇用シェア（在籍型出向）支援の流れ



- ①在籍型出向（送り出し、受入れ）をお考えの企業の方は、（公財）産業雇用安定センター（産雇センター）へご相談ください（鳥取事務所：電話 0857-20-1500/各県に事務所があります）。
- ②産雇センターがご相談を受け、企業から専門家派遣の希望がある、又は企業への専門家派遣が必要である、と判断した場合、同センターが県への専門家派遣申込書を作成します。
- ③産雇センターから提出された申込書の内容を確認し、県が専門家派遣を調整します。
- ④専門家を企業へ派遣します。希望があれば、出向元・出向先企業が同時に同場所で支援を受けることも可能です。

（公財）産業雇用安定センターホームページ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

※産業雇用安定センターとは、新型コロナウイルスの影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足などの企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行う機関です。全国 47 都道府県にセンターの事務所があり、企業からの相談に対応しています。

【派遣制度の問合せ先】 鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用政策課（雇用戦略担当）

〒680-8570 鳥取市東町 1-220 電話：0857-26-7229 FAX：0857-26-8169

E-mail：koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp <https://www.pref.tottori.lg.jp/koyoushare/>

